

インド洋まぐろ類委員会（IOTC）の概要

The Indian Ocean Tuna Commission

1996年3月27日 発効

1996年6月26日 日本受託

事務局：ビクトリア（セーシェル）

1. 経緯

1993年11月25日、第105回FAO理事会において、FAOの下部機関としてその設立が採択され、1996年に発効した。

2. 目的

管轄区域(インド洋及び必要に応じ接続する諸海)におけるマグロ類(カツオ、マグロ、カジキ類)の保存及び最適利用の促進

3. 設立協定

インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定

(Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna Commission: IOTC)

4. 加盟国・地域 (32カ国・地域)

日本、韓国、中国、豪州、ベリーズ、コモロ、エリトリア、フランス、ギニア、インド、インドネシア、イラン、ケニア、マダガスカル、マレーシア、モルジブ、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、パキスタン、フィリピン、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、スリランカ、スーダン、タンザニア、タイ、英国、イエメン、南アフリカ、EU

5. 主な保存管理措置

① 漁獲能力規制

加盟国及び協力的非加盟国は、熱帯マグロ（メバチ・キハダ）対象の漁獲能力を2006年水準、メカジキ・ビンナガ対象の漁獲能力については、2007年水準で制限。

② 大型漁船に関する転載プログラム

違法、無報告、無規制（Illegal, Unreported and Unregulated (IUU)）漁業の防止を目的として、原則全ての洋上転載を禁止。大型はえ縄船に限り、運搬船へのオブザーバー乗船等を条件に洋上転載が可能。

③ メバチ統計証明書制度

IOTCとして、情報収集が困難な非加盟国の漁獲実態及び漁獲データを収集し、非加盟国を含めた漁獲量の把握及びIUU漁業の防止を目的として、メバチの輸出時に、漁船の旗国が船名、漁獲海域、製品形態等を確認した統計証明書を発行し、輸入国がこの統計証明書を回収することにより、貿易面から各国の漁獲状況をモニター。

